◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第404号（H29.6.9）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝2件（6月2日～6月8日分）
(1)法人タクシーの衝突事故
(2)大型トラックの衝突事故
2.貸切バス事業者に対する監査の実効性向上について～悪質事業者等への継続監視の重点化を一層進めます～【新着情報】
3.「不正改造車を排除する運動」強化月間（6月）が始まります～特に違法マフラーの排除に向けた取組みを強化～
4.トラックドライバーの荷待ち時間等の実態把握や解消に向けて、荷待ち時間等の記録を義務付けることとします。～貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の公布について～
5.事業用自動車事故調査委員会の調査報告書の公表について
6.全国初！「プロドライバーの健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定」を締結しました（中部運輸局発）
7.タクシー初乗り410 円の利用回数が約36%増加しました～東京の410 円タクシーの導入効果～

◇◇◇

上記2件の死傷者数計：死亡2名、重傷3名、軽傷4名（速報値）

◇◇◇

を改正する省令の公布について～】
（配信日：H29.6.2）

トラックドライバーの業務の実態を把握し、長時間労働等の改善を図るため、荷主の都合により待機した場合、待機場所、到着・出発や荷積み・荷卸しの時間等を乗務記録の記載対象として追加する「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」を、公布しました。

1.背景
トラックドライバーの長時間労働の是正のためには、荷待ち時間等の削減を図ることが必要です。このため、荷待ち等の実態を把握し、そのデータを元にトラック事業者と荷主の協力による改善への取り組みを促進するとともに、国としても荷待ち時間を生じさせている荷主に対し勧告等を行うに当たっての判断材料とすることを目的として、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年7月30日運輸省令第21号）に定める乗務記録の内容等を改正することとするものです。

2. 概要
(1)乗務等の記録（第8条関係）
トラックドライバーが車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合、ドライバー毎に、
・集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）
・集貨地点等に到着した日時
・集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
等について記録し、1年間保存しなければならない。
(2)適正な取引の確保（第9条の4関係）
荷主の都合による集荷地点等における待機についても、トラックドライバーの過労運転につながるおそれがあることから、輸送の安全を阻害する行為の一例として加える。

3.今後のスケジュール
　公布日：平成29年5月31日（水）
　施行日：平成29年7月1日（土）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000128.html

◇◇◇

今般、下記の調査事案について、事業用自動車事故調査報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしますのでお知らせします。

記

〇特別重要調査対象
　・乗合バスの衝突事故（東京都小金井市）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000307.html

◇◇◇

した。
その結果、昨年同時期の実績と比較して、
・410 円（新初乗り運賃）以下の利用回数が約36%増加（前調査では約29%増）
・730 円（従前の初乗り運賃）以下の利用回数が約19%増加（前調査では約17%増）
・運送収入全体が約3%の増加（前調査は約2%増）
となりました。
新しい運賃により、今後も短距離でのタクシー利用が促進され、タクシー需要の喚起につながることを期待しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha03_hh_000267.html

◇◇◇

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆